令和＿〇＿年度町民税・県民税申告書

（事務所・事業所又は家屋敷に係る分）

記載例

宛先：六戸町長　令和 〇年 〇月 〇日提出

申告者	住所	東京都〇〇区〇〇町×-×××															
	（ﾌﾘｶﾞﾅ） 氏　名	ロクノヘ　タロウ 六戸　太郎　㊞	生年月日	明・大・昭・平40年 4月 2日													
	℡番号	03-××××-××××	マイナンバー（個人番号）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	×	×	×		
六戸町に有する物件の区分（下記留意事項及び裏面参照）		・事務所、事業所（店舗、工場）　・家屋敷　・貸付目的の貸家等 ・その他（　　）　（該当するものを、〇で囲んでください。）															
同上物件の所在地		六戸町　大字犬落瀬字前谷地600															

「家屋敷等区分フローチャート」にて、「家屋敷・事務所・事業所に該当した方」につきましては下記についても記載願います。

申告者	前年中の合計所得金額	3,000,000　円	← **確定申告書の控、源泉徴収票等のコピーの同封でも可。**
	扶養親族数	3　人	

＊＊＊留意事項＊＊＊

（1）事務所・事業所とは、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいい、必ずしも自己所有のものとは限らず、借りていても該当します。（たとえば、医師、弁護士、税理士、諸芸師匠などが住宅以外に設ける診療所、事務所、教授所など、また、事業主が自宅以外に設ける店舗などがこれに該当します。）

（2）家屋敷とは、自己又は家族が居住の用に供することを目的として、住所地以外の場所に設けた家等をいい、必ずしも現に居住していることを要しません。また、自己所有のものとは限らず、借家でも該当します。（例えば、常時は妻子を住まわせ、時々帰宅する関係にある住宅はもとより、別荘、マンション、アパート等も該当します。）

（3）他人に貸付ける目的で所有、又は現に他人が居住している場合は、課税されません。

（4）この申告書の書き方等について、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

六戸町役場 税務課 住民税担当
℡：0176-55-3111(代表)